

議案第45号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和3年12月20日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月10日

世田谷区教育委員会

第1条中「（新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条の表課長の項中「（新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。）」を削る。

別表3の部教育ICT推進課の款の次に次のように加える。

乳幼児教育・保育支援課	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関する事。</p> <p>2 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>3 教育総合センターの維持管理に関する事。</p> <p>4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関する事。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。</p> <p>2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。</p> <p>2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。</p> <p>3 法第34条第9項の規定による通知をすること。</p> <p>4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>	<p>1 保育料の減免を決定すること。</p> <p>1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。</p> <p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。</p> <p>1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関する事。</p> <p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</p>
-------------	--	---	---	---	---

別表3の部乳幼児教育・保育支援課の款及び新教育センター整備担当課の款を削る。

附 則

この訓令は、令和3年12月20日から施行する。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 《中略》 令和3年4月1日世教委訓令甲第3号 <u>令和3年12月10日世教委訓令甲第 号</u></p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。 （事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。 （事案決定権の委譲）</p>	<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 《中略》 令和3年4月1日世教委訓令甲第3号</p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。 （事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長（<u>新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。</u>）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。 （事案決定権の委譲）</p>

改正後	改正前												
<p>第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>	<p>第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>												
<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p>	<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p>												
<p>(事案決定の臨時代行)</p>	<p>(事案決定の臨時代行)</p>												
<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。</p>	<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 708 409 799">教育長</td> <td data-bbox="416 708 1070 799">教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 804 409 938">教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長</td> <td data-bbox="416 804 1070 938">主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 943 409 1209">課長</td> <td data-bbox="416 943 1070 1209">課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))</td> </tr> </table>	教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長	課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 708 1404 799">教育長</td> <td data-bbox="1411 708 2065 799">教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 804 1404 938">教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長</td> <td data-bbox="1411 804 2065 938">主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 943 1404 1209">課長</td> <td data-bbox="1411 943 2065 1209">課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。))にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))</td> </tr> </table>	教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長	課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。))にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))
教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長												
教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長												
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))												
教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長												
教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長												
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。))にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))												
<p>(事案決定の例外措置)</p>	<p>(事案決定の例外措置)</p>												
<p>第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。</p>	<p>第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。</p>												

改正後			改正前		
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会	教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	第2条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案	教育長	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	第2条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案	教育長
	前条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案	委員会		前条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長
	前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長		前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長

2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。

(事案決定の関与)

第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。

委員会が決定する事案	教育長、教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整	審査

委員会が決定する事案	教育長、教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整	審査

改正後				改正前			
		係長及び主管課の文書主任				係長及び主管課の文書主任	
教育長が決定する事案		教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育長が決定する事案		教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査			教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案		主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案		主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
		主管課の文書主任	審査			主管課の文書主任	審査
課長が決定する事案		主管係長又は担任の担当係長	審議	課長が決定する事案		主管係長又は担任の担当係長	審議
		主管課の文書主任	審査			主管課の文書主任	審査

2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。

3 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。

4 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。

5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による

2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。

3 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。

4 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。

5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による

改正後	改正前																				
<p>協議を経るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 213 1066 718"> <tr> <td>委員会及び教育長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育総務部長が決定する事案</td> <td>教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育政策部長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>課長が決定する事案</td> <td>課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	教育総務部長が決定する事案	教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長	<p>協議を経るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 213 2065 718"> <tr> <td>委員会及び教育長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育総務部長が決定する事案</td> <td>教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>教育政策部長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長が決定する事案</td> <td>教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> <tr> <td>課長が決定する事案</td> <td>課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	教育総務部長が決定する事案	教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長
委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育総務部長が決定する事案	教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長																				
委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育総務部長が決定する事案	教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長																				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長																				
<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p>	<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p>																				
<p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p>	<p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p>																				
<p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。 （事案の決定権者）</p>	<p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。 （事案の決定権者）</p>																				
<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>	<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>																				
<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条</p>																				

改正後	改正前
<p>第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>	<p>第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>
<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者(以下「起案者」という。)を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>	<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者(以下「起案者」という。)を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>
<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係る者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。 (複合的決定事案の処理)</p>	<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係る者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。 (複合的決定事案の処理)</p>
<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>	<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>
<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>



改正後	改正前
<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めるときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p>	<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めるときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p>

改正後						改正前					
<p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。            附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）            この訓令は、平成24年4月1日から施行する。            附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）            この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）            この訓令は、平成29年4月1日から施行する。            附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）            この訓令は、平成30年4月1日から施行する。            附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）            この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 共通事案            《中略》</p> <p>2 教育総務部長専管事案            《中略》</p> <p>3 教育政策部長専管事案</p>						<p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。            附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）            この訓令は、平成24年4月1日から施行する。            附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）            この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）            この訓令は、平成29年4月1日から施行する。            附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）            この訓令は、平成30年4月1日から施行する。            附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）            この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 共通事案            《中略》</p> <p>2 教育総務部長専管事案            《中略》</p> <p>3 教育政策部長専管事案</p>					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定
学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理する	学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理する

改正後						改正前					
		じ。)の人事に関すること。			こと。			じ。)の人事に関すること。			こと。
				2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。					2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。
				3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。					3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。
	2 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。)		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の配置について内申を行うこと。			2 教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。)		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の配置について内申を行うこと。	

改正後						改正前						
		の人事に関すること。						の人事に関すること。				
	3	幼稚園教職員の人事に関すること。	1	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免すること。	1	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の配置を決定すること。	1	幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。	3	幼稚園教職員の人事に関すること。	1	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。
			2	園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。	2	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。	2	園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2	幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。
			3	園長及び副園長の非行及	3	幼稚園教職員（園長及び副園長			3	園長及び副園長の非行及	3	幼稚園教職員（園長及び副園長

改正後					改正前					
				<p>び事故発生について報告すること。</p> <p>を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命ぜること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の</p>						<p>び事故発生について報告すること。</p> <p>を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命ぜること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の</p>

改正後					改正前				
				兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。					兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。
	4 学校職員の研修に関すること。		1 研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。		4 学校職員の研修に関すること。		1 研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。
	5 学校職員の共済組合に関すること。			1 組合員原票を送付すること。		5 学校職員の共済組合に関すること。		1 組合員原票を送付すること。	
				2 給付事由を認証すること。				2 給付事由を認証すること。	
	6 学校職員の互助組合に関すること。			1 組合員原票を送付すること。		6 学校職員の互助組合に関すること。		1 組合員原票を送付すること。	
				2 給付事由を認証すること。				2 給付事由を認証すること。	

改正後					改正前				
7	学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。			1 公務災害補償の決定請求を進達すること。	7	学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。			1 公務災害補償の決定請求を進達すること。
8	教職員及び学校職員の職員相談に関すること。			1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。	8	教職員及び学校職員の職員相談に関すること。			1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。
9	教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。	1 衛生管理者の任免に関すること。 2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。		1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。	9	教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。	1 衛生管理者の任免に関すること。 2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。		1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。
10	教職		1 被服の	1 貸与品	10	教職	1 被服の	1 貸与品	

改正後						改正前							
		員及び学校職員の被服の貸与に関する事 と。			貸与をすること。  2 貸与期間を伸縮すること。  1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。	の使用の状況を調査すること。			員及び学校職員の被服の貸与に関する事 と。			貸与をすること。  2 貸与期間を伸縮すること。  1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。	の使用の状況を調査すること。
教育指導課	1 教育課程に関する事 と。  2 教科書採択及び無償給与に関する事 と。  3 教材	1 教科書を採択すること。  1 特に	1 教育課程届を受理すること。  1 採択結果を報告すること。  1 準教		1 教科書需要数を報告すること。		教育指導課	1 教育課程に関する事 と。  2 教科書採択及び無償給与に関する事 と。  3 教材	1 教科書を採択すること。  1 特に	1 教育課程届を受理すること。  1 採択結果を報告すること。  1 準教		1 教科書需要数を報告すること。	



改正後							改正前						
		に関する こと。	重要な 準教科 書の使 用を承 認する こと。	科書の 使用を 承認す ること。 2 使用 教材届 を受理 するこ と。					に関する こと。	重要な 準教科 書の使 用を承 認する こと。	科書の 使用を 承認す ること。 2 使用 教材届 を受理 するこ と。		
	4 教科 領域等 の指導 に関す ること。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。  2 調査 研究等 を決定 するこ と。	1 教科 領域等 の指導 に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科 領域等 の指導 に係る 定例的 な事項 (教育 政策部 長決定 事案を 除く。) 及び軽 易な事 項を決 定する こと。			4 教科 領域等 の指導 に関す ること。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。  2 調査 研究等 を決定 するこ と。	1 教科 領域等 の指導 に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科 領域等 の指導 に係る 定例的 な事項 (教育 政策部 長決定 事案を 除く。) 及び軽 易な事 項を決 定する こと。	

改正後				改正前				
5 教職員の研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。	5 教職員の研修に関すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。
				2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。				2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。
6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関すること。	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申を行うこと。	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接	6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関すること。	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接
		2 教職員（学校栄養職員及	2 教職員（校長及び副校長を除			2 教職員（学校栄養職員及	2 教職員（校長及び副校長を除	

改正後					改正前					
			<p>び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。</p> <p>3 校長の出張を命ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に</p>	<p>く。)の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>続させる海外旅行を除く。)を許可すること。</p>				<p>び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。</p> <p>3 校長の出張を命ずること。</p> <p>4 校長の海外旅行を許可すること。</p> <p>5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>6 校長の兼業を許可し、又は教育に</p>	<p>く。)の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>続させる海外旅行を除く。)を許可すること。</p>	

改正後						改正前					
				関する兼職を承認すること。					関する兼職を承認すること。		
教育ICT推進課	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。			教育ICT推進課	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。		
乳幼児教育・保育支援課	1 <u>区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。</u> 2 <u>公私連携幼保連携型認定こども園に関</u>	1 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等</u>	1 <u>法第34条第3項の規定による設置の届</u>	1 <u>保育料の減免を決定すること。</u>	1 <u>入園又は退園を承認すること。</u>						
				1 <u>法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問</u>							

改正後					改正前									
		<u>すること。</u>	<u>の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）</u> <u>第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。</u>	<u>出の進達をすること。</u> 2 <u>法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。</u> 3 <u>法第34条第9項の規定による通知をすること。</u> 4 <u>法第34条第10項の規定による勸</u>	<u>させ、若しくは立入検査をさせること。</u>									

改正後						改正前							
			<u>2 法第 34条第 2項に 規定す る協定 を締結 するこ と。</u>	<u>告をす るこ と。</u>									
		<u>3 教育 総合セ ンター の維持 管理に 関する こと。</u>			<u>1 教育総 合センタ ー及びそ の附帯設 備の維持 管理に関 するこ と。</u>								
		<u>4 教育 総合セ ンター に係る 事業の 推進及 び調整 に関する こと。</u>		<u>1 教育総 合センタ ーの事業 の推進及 び調整に 係る重要 な事項を 決定する こと。</u>	<u>1 教育総 合センタ ーの事業 の推進及 び調整に 係る定例 的な事項 を決定す ること。</u>								

改正後							改正前						
教育 研究・ 研修 課	1 教育 課程に 関する こと。		1 教育 課程届 を受理 すること。				教育 研究・ 研修 課	1 教育 課程に 関する こと。		1 教育 課程届 を受理 すること。			
	2 教科 領域等 の指導 に關す ること。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な事項 (教育 政策部 長決定 事案を 除く。) 及び軽 易な事 項を決 定する こと。			2 教科 領域等 の指導 に關す ること。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。 (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 で重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な事項 (教育 政策部 長決定 事案を 除く。) 及び軽 易な事 項を決 定する こと。	
	3 教職 員の研 修に關 すること。			1 教職員 の研修 計画を 策定す ること。	1 研修を 実施す ること。	2 教職員 を東京 都教育 委員会 が実施 する研 修			3 教職 員の研 修に關 すること。		1 教職員 の研修 計画を 策定す ること。		1 研修を 実施す ること。

改正後						改正前							
		4 教育に係る調査研究に関すること。			1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 調査研究を実施すること。			4 教育に係る調査研究に関すること。			1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 調査研究を実施すること。
教育相談・支援課	1 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。  1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。  1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	1 教育相談・支援課	1 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。  1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。  1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	



改正後					改正前						
				と。	と。					と。	と。
	3	スク ールカ ウンセ ラー事 業に関 すること。		1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決定 すること。	1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る定例 的な事 項を決 定する こと。 2 スクー ールカ ウンセ ラーの 配置を 決定す ること。		3	スク ールカ ウンセ ラー事 業に関 すること。		1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決定 すること。	1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る定例 的な事 項を決 定する こと。 2 スクー ールカ ウンセ ラーの 配置を 決定す ること。
	4	メン タルフ レンド 事業に 関すること。		1 メンタ ルフレ ンド事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決	1 メンタ ルフレ ンド事 業の実 施に係 る定例 的な事 項を		4	メン タルフ レンド 事業に 関すること。		1 メンタ ルフレ ンド事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決	1 メンタ ルフレ ンド事 業の実 施に係 る定例 的な事 項を

改正後					改正前					
				定すること。	決定すること。				定すること。	決定すること。
					2 メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること。					2 メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること。
5	ほっとスクール事業に関すること。		1	ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。		5	ほっとスクール事業に関すること。	1	ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。
					2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。					2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
6	教育相談に係る教職員研		1	教職員の研修計画を策定するこ	1 教職員の研修を実施すること。		6	教育相談に係る教職員研	1	教職員の研修計画を策定するこ

改正後					改正前								
				と。					と。				
	修に関する こと。												
	7 就学 支援委 員会に 関する こと。			1 就学支 援委員会 委員の委 嘱をする こと。	1 就学支 援委員会 を開催す ること。				7 就学 支援委 員会に 関する こと。			1 就学支 援委員会 委員の委 嘱をする こと。	1 就学支 援委員会 を開催す ること。
	8 特別 支援学 級の入 級に関 するこ と。				1 特別支 援学級へ の入級を 決定する こと。				8 特別 支援学 級の入 級に関 するこ と。			1 特別支 援学級へ の入級を 決定する こと。	
	9 特別 支援学 級の学 級編制 に関す ること。 と。		1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。 と。						9 特別 支援学 級の学 級編制 に関す ること。 と。		1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。 と。		
	10 特別 支援教 育に関 するこ と。	1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 するこ と。	1 特別 支援教 育に係 る重要 な事項 を決定 するこ と。	1 特別支 援教育に 係る定例 的で重要 な事項を 決定する こと（教	1 特別支 援教育に 係る定例 的な事項 を決定す ること （教育政				10 特別 支援教 育に関 するこ と。	1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 するこ と。	1 特別 支援教 育に係 る重要 な事項 を決定 するこ と（教	1 特別支 援教育に 係る定例 的で重要 な事項を 決定する こと（教	1 特別支 援教育に 係る定例 的な事項 を決定す ること （教育政

改正後						改正前						
		11 不登校特例校分教室に関すること。		と。	育長決定事案を除く。 )。 1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。	策部長決定事案を除く。 )。 1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。				と。	育長決定事案を除く。 )。 1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。	策部長決定事案を除く。 )。 1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。
<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>				<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>	乳幼児教育・保育支援課	1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 2 公私			1 保育料の減免を決定すること。	1 入園又は退園を承認すること。
	<u>《削除》</u>			<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>			1 就学	1 法第	1 法第34		

改正後							改正前									
									<u>連携幼 保連携 型認定 こども 園に関 するこ と。</u>	<u>前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律（以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） 第34条 第1項 の規定 による 公私連 携法人 の指定 及び同 条第11 項の規 定によ</u>	<u>34条第 3項の 規定に よる設 置の届 出の進 達をす るこ と。</u>	<u>条第7項 の規定に より報告 を求め、 又は質問 させ、若 しくは立 入検査を させるこ と。</u>				

改正後							改正前							
			<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>						<u>る指定 の取消 しをす ること。</u>				
										<u>2 法第 34条第 2項に 規定す る協定 を締結 すること。</u>	<u>2 法第 34条第 6項に 規定す る廃止 等の認 可の申 請の進 達をす ること。</u>			
				<u>《削除》</u>							<u>3 法第 34条第 9項の 規定に よる通 知をす ること。</u>			
				<u>《削除》</u>							<u>4 法第 34条第 10項の 規定に</u>			

改正後						改正前					
									<u>よる勧告をすること。</u>		
	<u>《削除》</u>			<u>《削除》</u>		<u>新教育センター整備担当課</u>	<u>1 新教育センターの整備に係る計画に関すること。</u>		<u>1 新教育センターの整備に係る計画を策定すること。</u>		
<p>4 生涯学習部長専管事案 《中略》 備考</p> <p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>						<p>4 生涯学習部長専管事案 備考</p> <p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>					